

## 豊橋市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)住基法の規定による住民票（消除されたものを含む。ただし、平成24年7月8日改製前のものを除く。）の写し及び住民票に記載した事項に関する証明書（本市の様式で発行したものに限る。）で住基法第7条第5号に掲げる事項又は住基法第30条の45に規定する事項のうち国籍等が記載されたもの並びに戸籍の附票（消除されたものを含む。ただし、磁気ディスクをもって調製される前のものを除く。）の写し

(2)戸籍法の規定による戸籍（除かれたものを含む。）の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2)住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3)戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4)戸籍法第10条の2（第2項を除く。同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

### (対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、登録の申請の日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1)住基法の規定により本市に備える住民票又は戸籍の附票に記載又は記載されている者

(2)戸籍法の規定により本市に備える戸籍に記載又は記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪

宣告を受けた者は、対象者としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、豊橋市本人通知制度登録（新規・更新）申請書（様式第1号）により、市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、住民基本台帳カード若しくは旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他の書類であって申請者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

3 申請者は、本市に住所がない場合には、本人確認書類と併せて住民票の写しその他住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1)法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2)法定代理人以外の代理人 委任状

5 申請者が次のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1)疾病その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができないとき。

(2)他の市区町村に居住しているとき。

(3)その他市長が特に必要と認めるとき。

(事前登録等)

第5条 市長は、登録の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊橋市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 登録者名簿への登録期間は、申請の受付をした日から2日を経過する日（市の休日は算入しない。）から起算して3年とする。

3 登録期間満了後においても引き続き登録を希望する者は、登録期間満了の日の1月前から満了の日までに前条の規定による申請をしなければならない。この場合において、登録期間の起算日は、更新前の登録期間満了の日の

翌日とする。

(登録の変更等)

第6条 登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、豊橋市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届出なければならない。

2 第4条第2項から第5項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録者への通知)

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、豊橋市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により当該登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)住基法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。

(2)戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

(3)その他市長が特別な事情があると認めたとき。

(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

(1)第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(2)登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3)登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4)その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。